

北斗市強靱化計画

① ほっとする

② くらしがある

③ ともにすすめるまちづくり

～新たな時代への挑戦～

2021年3月
北斗市

【目 次】

第1章	はじめに	
1	計画の策定趣旨	2
2	計画の位置付け	3
第2章	北斗市強靱化の基本的考え方	
1	北斗市強靱化の目標	4
2	本計画の対象とするリスク	4
第3章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	5
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	6
3	評価の実施手順	7
4	評価結果	7
第4章	北斗市強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業の設定	
1	施策プログラム策定の考え方	17
2	施策推進の指標となる目標値の設定	18
3	施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）	18
4	推進事業の設定	18
5	北斗市強靱化のための施策プログラム	18
第5章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間等	31
2	計画の推進方法	32

【別表】 北斗市強靱化のための推進事業一覧

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

2011年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、北斗市においても、函館平野西縁断層帯におけるマグニチュード6.7の直下型地震や日本海溝沿いの海溝型地震による津波の発生が高い確率で想定されているほか、過去の経験から、豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、策定から6年が経過した2019年12月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置づけた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、2015年3月に「北海道強靱化計画」を策定したところであり、5年が経過した2020年3月には直近の自然災害から得られた知見などを踏まえ改定がなされるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

この間、北斗市においても、東日本大震災やH28豪雨災害、H30胆振東部地震等の教訓を踏まえ、令和2年3月の「北斗市地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

本市における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、北斗市の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、本市の持続的な成長を実現するために、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、北斗市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「北斗市強靱化計画」を策定する。

なお、本計画は、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に資するものである。

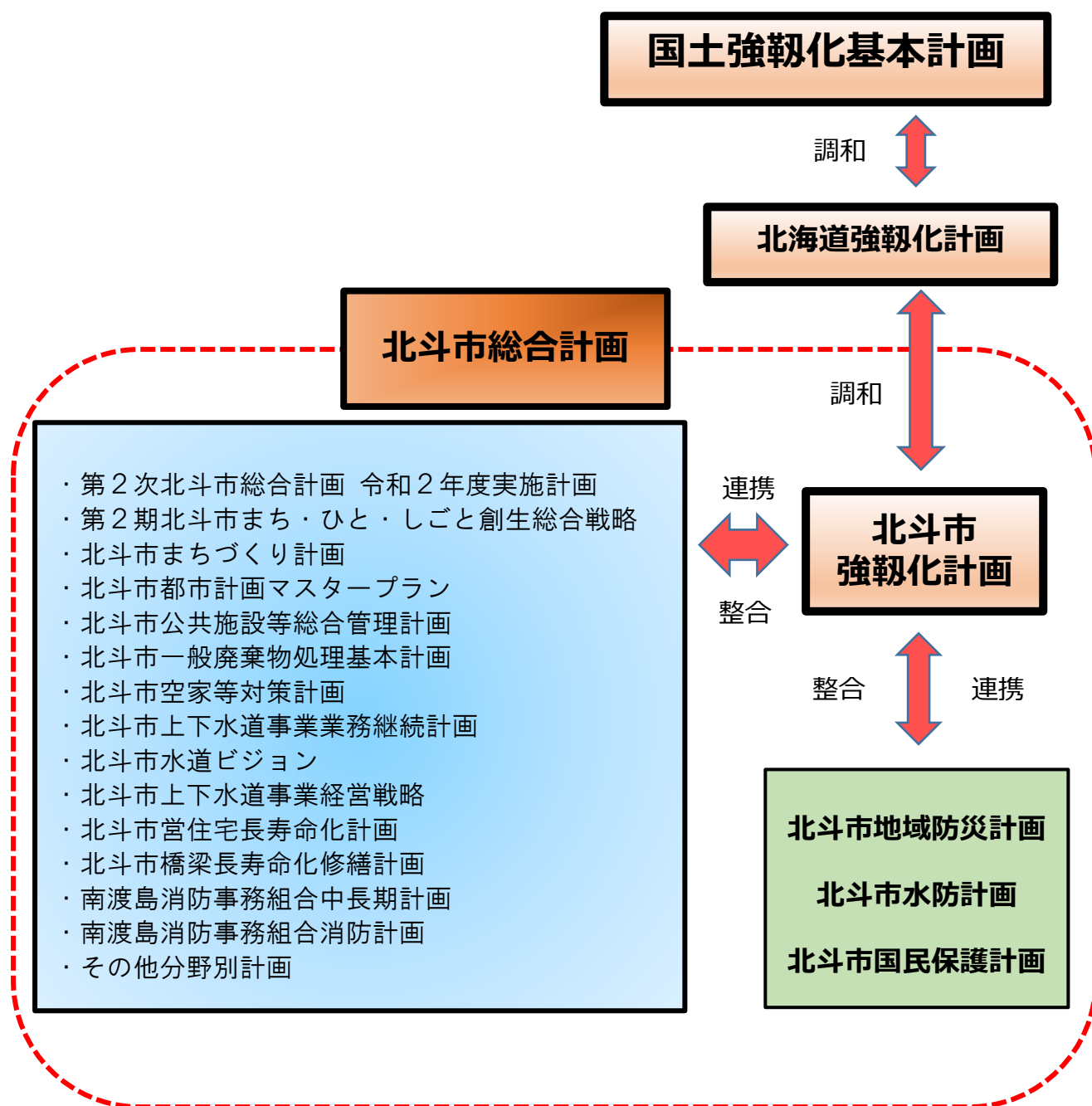
※強靱化の取組と関連するSDGsの主な目標



2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。

このため、第2次北斗市総合計画の主要施策の実現に向けて他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、北斗市地域防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



第2章 北斗市強靱化の基本的考え方

1 北斗市強靱化の目標

北斗市強靱化の意義は、大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、本市の重要な社会経済機能を維持することにある。

また、本市の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本市が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本市の持続的成長につながるものでなければならない。

北斗市の強靱化を進めるにあたっては、国及び道の計画との調和を図ることを踏まえつつ、次の7つを北斗市の基本目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

北斗市強靱化の目標

- (1) 人命の保護
- (2) 救助・救急活動等の迅速な実施
- (3) 行政機能の確保
- (4) ライフラインの確保
- (5) 経済活動の機能維持
- (6) 二次災害の抑制
- (7) 迅速な復旧・復興等

2 本計画の対象とするリスク

北斗市強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、石油コンビナート施設の大規模事故など幅広い事象が想定される。

「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなどを踏まえ、本計画においては、大規模自然災害と北斗市特有の施設である石油コンビナート施設の災害も対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、大地震をはじめ、津波や洪水、土砂災害、台風等による風水害など、自然災害全般とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについては、過去の被害状況として北斗市地域防災計画（資料編 資料2-2）に過去の災害として記載している。

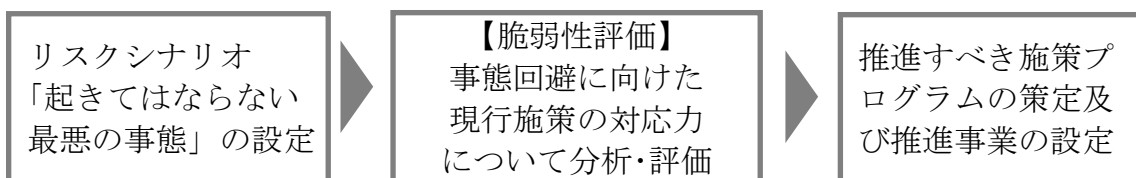
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5号）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

北斗市としても、本計画に掲げる北斗市強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

過去に市内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、北斗市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害等全般をリスクの対象として、評価を実施。

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

脆弱性の評価は、リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を想定したうえで行うものとされており（基本法第17条第3項）、北斗市の地域特性等を踏まえ、7つの基本目標を達成する際に妨げとなる「最悪の事態」を区分ごとに絞り込み、北斗市の脆弱性評価の前提となる19のリスクシナリオとして、次のとおり設定した。

【リスクシナリオ 19の「起きてはならない最悪の事態」】

基本目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生
		1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5 暴風雪及び豪雪等による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生
		1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による多数の死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		4-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-3 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 物流機能等の大幅な低下
6	二次災害の抑制	6-1 石油コンビナート施設の損壊、火災、爆発等の発生
		6-2 農地・森林等の被害による国土の荒廃
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

3 評価の実施手順

前項で定めた19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について分析・評価を行った。

4 評価結果

評価結果は次のとおり。

(1) 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生

- 住宅・建築物等の耐震化率は新築住宅の増加や、民間建築物の新築や建替えの増加、公共施設の耐震改修の実施等により、概ね順調に進捗しているが、最大クラスの地震に備えるため、さらに耐震化を促進する必要がある。
- 公共建築物の老朽化対策については、「北斗市公共施設等総合管理計画」に基づき維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、計画的な更新整備を行う必要がある。
- 既存建築物の老朽化に伴う不燃化、耐火建築物への建替えについては、国の支援制度を活用するなど、老朽化したマンション等の改修・建替えや空き家対策を促進する必要がある。
- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や道と連携を図り整備を推進する必要がある。
- 消防法令違反の是正や住宅用火災警報器の設置など、火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き消防機関と連携して防火対策の強化に取り組むとともに、火災予防運動を通じた啓発活動など、火災予防の取組を推進する必要がある。
- 震災による市街地での火災発生時に備え「消防水利の基準」に適合する消防水利施設の設置を進めるとともに、消火栓のみに偏ることのないよう耐震性防火水槽の計画的な設置を推進する必要がある。

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

- 土砂災害警戒区域等の指定区域はホームページ上では公表しているが、ハザードマッ

プやハンドブックの作成など市民への避難の実効性を高めるためのわかりやすい情報発信などを行い、随時見直しを図りながら警戒避難体制の整備を推進する必要がある。

- 土砂災害のおそれがある箇所を対象に順次、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設等の整備を進め、住家等が存在する地域については未整備箇所の整備をを重点的に進めるよう継続的に要望していく必要がある。
- 山地災害危険地区等の周辺森林において、山腹や溪流の荒廃地を構造物により安定させ、樹種を植栽するとともに、適切な間伐等により根系の発達を促し、災害に強い森林づくりを進める必要がある。

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

- 東日本大震災の教訓を踏まえ、最大クラスの津波に対するハード・ソフトの施策を組み合わせた防災・減災対策を推進する必要がある。
- 内閣府が公表した日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの津波による浸水想定を踏まえ、今後新たな津波浸水想定が設定されるなどの情勢変化に応じ、ハザードマップの見直しをはじめ避難体制を再整備する必要がある。
- 津波避難計画等に基づき、海拔、津波浸水予想地域・津波到達時間や高さの表示、避難方向や場所等を示す案内看板などの整備を促進する必要がある。
- 浸水想定区域外にある避難場所・避難所を増設する必要がある。
- 高台避難が困難な地域に対する津波避難ビルの指定を推進する必要がある。

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

- 洪水ハザードマップや水害対応タイムラインを活用した防災訓練の実施を促進するとともに、避難の実効性を高めるための情報発信の強化など、分かりやすい最新の情報を提供していく対策が必要である。
- 水防法に基づく要配慮者利用施設に対し、実効性の伴う避難確保計画作成の早期作成を促進し、計画に基づく訓練を実施していく必要がある。
- 常備消防では補えない水防活動について、消防団員の確保と装備の充実を進めるとともに、定期的に水防工法訓練を実施しマニュアルの作成と実効性を確保する必要がある。

- 河川管理施設については、それぞれの必要な整備や土砂の除去を行い、優先順位を考慮した計画的な改良整備や施設の適切な維持管理を進めていく必要がある。
- 近年の大雨災害で被害を受けた低地帯において、内水氾濫地区の浸水被害を軽減するため、効果的な内水排除対策を効率的に整備する必要がある。
- 開発業者に対し、住宅団地の造成に関して、災害に強い、安全で快適な住環境を形成するよう、適切な誘導や指導を実施する必要がある。
- 近年頻発するゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、排水ポンプの整備や雨水管渠などの下水道施設の整備を進める必要がある。

1-5 暴風雪及び豪雪等による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、優先的に通行を確保する路線を設定するなど、円滑な情報伝達を実施する必要がある。
- 暴風雪時には、車の立ち往生などの原因になり得る新雪の堆雪や吹き溜まりが発生するおそれがあり、交通事故を誘発することから市が管理する道路において効率的な除排雪体制を確立する必要がある。
- 各道路管理者において適切な除排雪を実施するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、平時から各道路管理者間で情報を共有しておく必要がある。
- 市道における安定した除雪作業を維持するため、委託業者と連携を図りながら、除雪体制を確保していく必要がある。

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

- 積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件下での災害を想定し、停電時でも使用可能な暖房器具や発電機、水道凍結時でも使用可能なトイレの備蓄整備などについて、避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。
- 厳冬期における避難訓練の実施や積雪寒冷時のリスクを想定した避難所運営訓練を実施し課題を検討する必要がある。

1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による多数の死傷者の拡大

- 消防、警察など関係機関相互の連絡体制を強化し、災害情報に関する情報のリアルタイム共有化を図るとともに、住民への迅速な情報提供のため、北海道防災情報システムの職員の操作能力向上による効果的な運用を図る必要がある。
- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と市を結ぶ北海道総合行政情報ネットワークの停電時対策や計画的な更新、衛星携帯電話の整備を促進する必要がある。
- 自主防災組織の設立や避難時の要配慮者の具体的な対応を含めた地区防災計画の策定を促進し、地域防災力の強化と市民の防災意識の更なる向上を図り、自助・共助・公助が一体となった情報連絡体制をとる必要がある。
- テレビ、ラジオ放送の中断等に備え、様々なメディアに情報提供できるようにアラートへの情報配信や広報車、防災行政無線等、複数の伝達手段を用いているが、更に伝達手段の多様化に努め、情報伝達体制の強化を図る必要がある。
- 避難者への迅速な情報提供や避難者自身による情報収集のため、指定避難所に公衆無線LAN機能を整備する必要がある。
- 災害時における適切な住民安否情報の収集・提供のため、町内会や自治会、自主防災組織などと連携し、安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 外国人や観光客の災害時における安全を確保し、迅速かつ正確な防災情報の提供や避難誘導を行うため、多言語の災害情報や相談窓口を設置する必要がある。
- 高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に係る支援体制の充実に向けて、防災関係機関、市民等との連携体制の構築を図るとともに、特に「要配慮者利用施設」への情報伝達に不備が無いような対策を講じる必要がある。
- 大規模自然災害を想定した市民参加と防災関係機関等との連携による各種訓練を定期的実施し検証を行うことで地域防災体制の更なる充実を図る必要がある。

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

- 北斗市地域防災計画に基づき、物資供給の分野において協定を締結しているが、協定内容の見直しを適宜行うなど、災害時におけるこれらの協定の実効性を強化し、物資供給体制の確実性を図る必要がある。
- 道路損壊、信号機滅灯等により、人命救助のための人員輸送や緊急物資輸送等に支障をきたすことがないよう北海道地域防災計画で規定する緊急輸送道路ネットワーク計画で定める道路（北斗市は227,228、函館江差自動車道が第1次緊急輸送道路）などのうち、優先して復旧すべき区間を関係機関で協議し、通行を確保する必要がある。
- 国からのプッシュ型支援や民間事業者からの協定による提供など、事前に支援物資の経費負担や調達方法を確認するとともに、支援物資のリスト化を図り、種類や数量を情報共有できる体制を構築するなど、今後も避難者数に応じた公的な備蓄配備を計画的に進めていく必要がある。
- 家庭や事業所等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源を確保することが重要であることから、自助・共助による災害備蓄の充実を図る必要がある。
- 町内会や自治会、自主防災組織においては、備蓄品の種類や備蓄方法を検討するなど、地域における備蓄体制を構築する必要がある。
- 市の備蓄品は分散保管を基本とし、複数の備品庫から複数のルートで搬送できるような場所を保管場所を選定するなど、備蓄品の確実な保管・搬送方法を確立する必要がある。
- 災害ボランティアセンターを設置する社会福祉協議会は、災害時において重要な役割を担っていることから、平時から災害対策本部やボランティア関係者、関係機関との情報共有を図り、ボランティアによる被災地支援活動の充実に向け、受入体制を整備する必要がある。

2-2 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞

- 北斗消防署は耐震性能を確保しているが、津波浸水想定区域内に位置し津波災害時には消防機能を移動することとなり、災害に対する初動対応に遅延が生じるとともに活動能力の低下が懸念されるため、長期的な視点で浸水想定区域外への移転計画についても

検討する必要がある。

- 消防、警察、自衛隊のほか指定公共機関を含めた官民の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保するとともに、現地合同調整所の設置など救助救出現場における情報共有体制を整備する必要がある。
- 航空機による救助救急活動を想定した訓練を実施するとともに、平時から北海道防災航空室との情報共有を図り、迅速な人命救助体制を構築しておく必要がある。
- 救助隊は、人命救助に関する専門的かつ高度な教育を受けた隊員で編成するよう、職員を教育機関へ派遣するとともに救助資機材の更新を含む計画的な整備を進める必要がある。
- 緊急消防援助隊や北海道広域消防相互応援協定による派遣隊など、専門部隊の災害対応能力が十分に発揮できるよう、受援体制の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等を充実させ、消防隊員の装備や訓練施設の整備も含め、効果的な訓練環境の整備に向けた取組が必要である。
- 消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っており、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 消防は一部事務組合のため、市と他の組合構成町との指揮命令系統が複雑であり、円滑に連携が図れるよう調整を進める必要がある。

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、及び衛生害虫の駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難所における污水対策など、災害時の防疫対策を推進する必要がある。
- 避難所における良好な生活環境を確保するため、避難者の健康面に配慮した食事の提供や段ボールベッドなど生活環境の改善に必要な備品等の整備を進めるとともに、車中など避難所以外への避難者への対応を検討する必要がある。
- 下水機能の不全に備え、災害用トイレの備蓄等、多様なリスクに対応できる複合的なトイレ対策を進めていくとともに、避難所の円滑な運営のため避難所におけるトイレの管理運用について協議しておく必要がある。

- 救命効果のさらなる向上を目指し、救急救命士の育成など救急業務の高度化を図り、災害派遣医療チーム（DMAT）への引継ぎ要領等、災害対応力の向上を図るため、実働訓練をとおした連携の強化を図る必要がある。
- 避難所での生活が困難な要配慮者に対応するため、今後も福祉避難所を開設するための体制づくりに取り組むとともに福祉施設等との協定を推進する必要がある。
- 平時を含め、災害時におけるドクターヘリを活用した救急医療体制の一層の充実を図るため、冬季間に使用できるランデブーポイントを増設する必要がある。

（３） 行政機能の確保

3-1 行政機能の大幅な低下

- 災害対策本部の機能強化に向け、定期的な実働訓練を実施し検証するとともに、「地域防災計画」に基づく「災害時対応マニュアル」の策定など、職員の災害対応能力向上を図る必要がある。
- 災害対策本部機能の運用に必要な資機材の整備、食料の確保など災害対応にあたる職員用の非常用備蓄を確保する必要がある。
- 本庁舎の耐震性能は確保されているものの、津波災害に対しては浸水想定区域内に位置しており、災害応急対応や復旧対応などの防災拠点としての業務は総合分庁舎へ移動してからとなるため、短時間で災害対策本部を移転する訓練を実施するとともに、長期的な視点で浸水想定区域外への移転計画についても検討する必要がある。
- 行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定し、執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めた「業務継続計画」を策定し、災害時における市業務の継続体制を確保する必要がある。
- 公共施設については、非常用電源設備の整備と概ね72時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄をしておく必要がある。
- 他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制を構築するとともに、職員の研修や活動に必要な事務機器等の準備など事前に受援体制を検討しておく必要がある。

(4) ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

- 電力供給が遮断したときに備え、指定避難所への非常用発電機の配備方法や燃料確保のための関係団体との協定締結など、引き続き非常用電源の確保に向けた取組みが必要である。
- 「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」に基づき、石油燃料が安定的に供給されるよう、平時から給油所との情報共有や連携を図る必要がある。
- 災害対策上重要な防災関係機関や医療機関などへの優先的な石油燃料等供給を図るとともに、災害時に地域の燃料供給拠点としての役割を果たす「住民拠点サービスステーション」を周知する必要がある。

4-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

- 災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の耐震化を計画的に促進する必要がある。また、今後、老朽化により更新期を迎える施設については、施設の重要度や劣化度合のほか今後の水需要などを考慮した施設の更新を促進する必要がある。
- 下水道施設について、未整備区域の耐震化による整備を進めるとともに、施設の長寿命化を図る必要がある。
- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、応急給水体制の整備を進め、災害対応を担う人材の育成を行う必要がある。
- 災害時の電力遮断に備え、自家発電設備等の設置による電力の確保をする必要がある。
- 上下水道事業業務継続計画に基づく定期的な訓練を実施し、訓練の反省をもとに適宜計画を見直し、災害時においても上下水道機能を継続させるとともに早期回復を図る必要がある。

4-3 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

- 災害時の交通網を充実させるための高規格幹線道路の早期開通と緊急車両の優先通行確保のための4車線化の促進していく必要がある。

- 大災害時に、当市からの避難や避難所等への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、緊急輸送道路や避難路等のネットワーク化を進め、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保する必要がある。
- 落石や岩石崩落などの要対策箇所について、順次、対策工事を実施し計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁の改修については、災害時に重要となる避難路上などの橋梁を優先し、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 災害時には、電柱等の道路占用物だけでなく、老朽化した道路照明等が倒壊することによる人的被害や、道路交通の機能不全が懸念されることから、防災上重要な道路の無電柱化や道路施設の老朽化対策等を促進する必要がある。
- 発災時における鉄道利用者の安全性の確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道事業者による駅舎や高架など鉄道施設の耐災害性の確保など、国、道、市町村、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、持続的な鉄道網の確立を促進する必要がある。
- 災害発生時に鉄道や自動車が利用できない時には、自転車の需要が急増することを考慮する必要がある。

(5) 経済活動の機能維持

5-1 物流機能等の大幅な低下

- 函館空港へのアクセス向上など函館圏域への円滑な交通手段を確保し、物流の効率化を図る必要がある。
- 漁港は、災害時において、漁船等による緊急物資の搬入搬出の基地としての役割を担うことが期待できるため、耐震化・老朽化対策等の計画的な漁港機能の整備が必要である。
- 災害時においても陸路における円滑な物資輸送を図るため、流通拠点間の防災代替路を確保しておく必要がある。

(6) 二次災害の抑制

6-1 石油コンビナート施設の損壊、火災、爆発等の発生

- 石油コンビナート等の損壊、火災、爆発等を防ぐため、「北海道石油コンビナート等防災計画」に基づく特別防災区域の防災対策を強化する必要がある。
- 石油コンビナートの屋外タンク貯蔵所等の危険物施設が被災することで危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進するとともに、液状化地盤の改良対策を促進する必要がある。
- 石油コンビナート地区の災害発生及び拡大防止等を図るため、「北海道石油コンビナート等防災計画」に基づき実践的な防災訓練等を実施する必要がある。
- 立入検査を計画的に実施することによりソフト、ハードの両面で事故防止対策を強化する必要がある。
- 地震・津波などによりタンク火災が発生した際、消火活動や救急・救助活動を確実にを行うため、資機材や人材の確保等、消防及び消防団の消防力維持・強化を進める必要がある。

6-2 農地・森林等の被害による荒廃

- 森林が有する土砂災害防止機能、洪水緩和機能等が損なわれることのないよう、間伐等の森林整備を継続して実施するとともに、治水・治山施設の整備等の防災減災対策をハード、ソフト両面から推進する必要がある。
- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

(7) 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理の具体的な対応が求められることから災害廃棄物処理計画の策定を推進していくとともに仮置場等についても、今後具体的な候補地の選定を行う必要がある。
- 被災者の住まいの迅速な確保、仮設住宅建設用地の選定など、生活再建のため、復旧、

復興のための土地を確保する必要がある。

- 住家の被害認定調査などの業務に関し、研修等を通じ職員の能力向上を図り、早期に罹災証明書を交付する必要がある。

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

- 建設業団体とは、災害時における応急対策に関する協定を締結しているが、大規模災害の発生により、市の職員数が極度に不足した場合にあっても、人命救助のための障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業団体とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。
- 災害時には、職員も被災する可能性があることから、迅速な応急対策や復旧・復興の支援を行う消防団の体制強化と人員確保を図る必要がある。
- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、他市町村からの土木技術職員の受援体制を強化する必要がある。
- 災害時においても復旧・復興が迅速かつ円滑になされるよう、町内会、自治会を単位とする自主防災組織などの地域コミュニティにおける組織的な活動の維持・活性化を図る必要がある。
- 町内会や自治会などの地域活動の必要性や理解を深め、特に若年層の参加加入について対策を強化する必要がある。
- 防災意識の啓発や避難訓練の企画、実施など自主防災組織における防災リーダーを養成・育成していく必要がある。

第4章 北斗市強靱化のための施策プログラムの策定等

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、北斗市における強靱化施策の取組方針を示す「北斗市強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本市のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、ハードとソフト両面からの対策を組み合わせ、19の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進にあたり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付ける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

『第2次北斗市総合計画』で掲げる「安全・安心な便利で暮らしやすいまちづくり」という基本目標の実現を図るため、緊急性や優先度等を総合的に判断し、46の重点化すべき施策項目を設定した。

4 推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、北斗市が主体となって実施する事業を設定し、別表（北斗市強靱化のための推進事業一覧）に整理する。

推進事業は、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ見直しや新たな設定を行う。

5 北斗市強靱化のための施策プログラム

- ・ 脆弱性評価において設定した19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載

（1）人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生

- 住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、「北斗市耐震改修促進計画」を活用し耐震化に努めるとともに、大規模建築物の耐震診断や改修等に係る支援制度の周知を図り、耐震化を促進する。

- 学校施設や芸術文化・スポーツ施設、住民施設、健康センター、市役所本庁舎は、建物主要構造部の劣化を抑制する予防保全の改修事業とともに機械設備の点検強化や更新事業を推進する。
- 民間建築物の老朽化対策について、国の支援制度の活用などを通じ、既存建築物の不燃化や老朽マンション等の建替、空き家バンクを活用した空き家の有効活用等の促進を図る。
- 救急救援活動などに必要な市街地等における緊急輸送道路の整備を要望するとともに、避難路などの都市計画道路について、計画的な整備を推進する。
- 消防法令違反の是正や住宅用火災警報器設置による防火対策の強化とともに、火災予防運動を通じた啓発活動など火災予防の取組を促進する。
- 市街地での火災発生時、住宅や工場集積地における延焼防止を図るため「消防水利の基準」に適合する消防水利施設の設置を進めるとともに、消火栓のみに偏ることのないよう耐震性防火水槽の設置について計画的に推進する。

《指 標》

住宅の耐震化率	85% (2016) ➡	95% (2020)
市営住宅の改修	18 棟 (2019) ➡	26 棟 (2025)
公立小中学校の耐震化率	100% (2019) ➡	(2025)
空き家対策計画の策定	策定済み (2019) ➡	(2025)
公共施設等総合管理計画 (H29～R8)	策定済み (2017) ➡	(2025)
都市計画道路の整備率	81.6% (2019) ➡	整備促進
住宅用火災警報器設置率	70.0% (2019) ➡	100% (2025)
消防水利充足率	84.4% (2019) ➡	89.7% (2025)
防火水槽の耐震性防火水槽の割合	14% (2019) ➡	開発行為時適正指導 (2025)
防火・準防火地域の指定	指定済み (2019) ➡	(2025)

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

- 避難の実効性を高めるための情報発信の強化を図り、関係機関や住民への周知を確実に実施する態勢を整えるとともに、土砂災害に係る避難訓練の実施等、適切な警戒避難体制を整備する。
- 土砂災害による被害の低減に向け、新たな土砂災害警戒区域等の早急な指定を道に要望する。
- 治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や

水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を道に対して要望する。

- 市内における山地災害危険地区を対象に、緊急性などの観点から、老朽化対策も含めた治山施設の整備と森林の維持造成を計画的に進めるよう要望する。

《指 標》

土砂災害警戒区域等の指定率	82% (2019) ➡ 100% (2025)
土砂災害に係る避難訓練の実施回数	0回 (2019) ➡ 1回/年 (2025)

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

- 東日本大震災の教訓を踏まえた、最大クラスの津波に対するハード・ソフトの施策を組み合わせた防災・減災対策を推進する。
- 新たな津波浸水想定及び被害想定等、情勢の変化に応じ、随時ハザードマップや避難体制の見直しを図る。
- 避難誘導に必要な標識や表示板の設置について、今後新たな津波浸水想定が設定された場合は、それに応じた海拔、津波浸水予想地域、津波襲来時間や高さの表示、避難方向や場所等を示す案内看板などを整備する。
- 津波や高潮等による海水の浸入、または海水による浸食から海岸を防護するための海岸保全施設等の計画的な整備、維持管理を促進する。
- 浸水想定区域外にある公園を避難場所・避難所として利用できるよう整備を検討していく。
- 津波避難ビルの指定を推進する。

《指 標》

津波避難計画の策定	策定済み (2019) ➡ 見直し (2025)
津波ハザードマップの作成	作成済み (2019) ➡ 見直し又は改訂 (2025)
防災公園の整備数	なし (2019) ➡ 検討 (2025)
北斗市公園長寿命化計画	策定済み (2019) ➡ 見直し (2025)
津波避難ビルの指定数	11箇所 (2019) ➡ 14箇所 (2025)

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

- 防災ハンドブックの全戸配布による洪水ハザードマップや水害対応タイムラインの公表など、洪水被害に対する取り組みを行ってきたが、これらを活用した防災訓練等の実施を促すとともに、避難の実効性を高めるための情報発信の強化など、今後も分かりやすい最新の情報を提供し市と地域が一体となって洪水避難対策を推進する。
- 水防法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画作成の支援の幅を広げ、実効性の伴う計画を早期に作成し訓練を実施していくことを促進する。
- 常備消防では補えない水防活動について、消防団員の確保と装備の充実を進めるとともに、定期的に訓練を実施しマニュアルの作成と実効性を確保する。
- 普通河川、準用河川については、それぞれの必要な整備や土砂の除去等を行い、治水機能を確保するとともに、2級河川についても施設の改良整備や維持管理を道へ要望していく。
- 低地帯の内水氾濫地区での浸水被害を軽減するため内水排除対策を検討する。
- 民間住宅団地の造成に関しては、災害に強い、安全で快適な住環境を形成するため、開発業者に対し適切な誘導や指導を実施する。
- 内水による浸水被害状況等を勘察し、雨水管渠、可搬式排水ポンプなどの計画的な配置を推進する。

《指 標》

要配慮者利用施設の避難確保計画策定率	41.7% (2020)	➡	100% (2025)
可搬式排水ポンプの保有状況	2台 (2019)	➡	5台 (2025)

1-5 暴風雪及び豪雪等による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、優先的に通行を確保する路線の設定や暴風雪に関する平時からの意識啓発を推進する。
- 気象状況に注意しつつ、吹き溜まり箇所等についてパトロールを実施し、適切な道路管理に努める。
- 各道路管理者で適切な除排雪を実施するとともに、豪雪等の異常気象時に備え道路管理者間の情報共有を図る。

- 将来的にも安定した除雪作業が維持されるよう、委託業者との連携を図りながら除雪体制の確保に努める。

《指 標》

除排雪車両の保有状況	1 台 (2018) ➡ 業務委託 (2022)
市の除雪延長	340 k m (2019) ➡ 維持 (2025)

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

- 避難所等における防寒対策として、民間事業者と連携して停電時でも安全に使用できる暖房器具や発電機などの備蓄を促進する。
- 厳冬期特有のリスクを想定した避難訓練や避難所運営訓練、防災教育を通じた普及啓発を促進する。

《指 標》

毛布の備蓄状況	6,000 枚 (2020) ➡ 見直し (2025)
マットの備蓄状況	6,000 枚 (2020) ➡ 見直し (2025)
非常用発電機の備蓄状況	33 機 (2020) ➡ 見直し (2025)
ストーブの備蓄状況	40 台 (2020) ➡ 見直し (2025)
避難所運営マニュアルの策定	策定済み (2020) ➡ 見直し (2025)

1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による多数の死傷者の拡大

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、消防、警察など関係機関相互の連絡体制を強化する。
- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と市を結ぶ北海道総合行政情報ネットワークの停電時対策や計画的な更新、衛星携帯電話の整備を促進する。
- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織の設立について促進する。
- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の見直しを随時行うとともに、災害情報の伝達に必要な手段として防災行政無線の他にもコミュニティ FM 放送への割り込み装置の装備や防災ラジオの無償貸与なども含め多

様な手段による災害情報伝達体制の維持・強化を図る。

- 指定避難所における公衆無線LAN機能の整備を推進する。
- 国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用を含め、災害時の安否情報を的確に収集し提供する体制を構築する。
- 津波高の標示や避難誘導標識の整備を進めるとともに、外国人や観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識の英語表記やピクトグラム表記を推進し、案内表示等の多言語化を促進する。
- 要配慮者利用施設に対し、迅速で円滑な避難が可能となるよう具体的な避難計画の策定など所要の対策を推進する。
- 大規模自然災害を想定した市民参加と防災関係機関等との連携による各種訓練を定期的に実施し検証を行うことで地域防災体制の更なる充実を図る。

《指 標》

指定避難所における公衆無線LANの整備状況	3箇所(2019) ➡ 12箇所(2025)
自主防災組織の組織率	41.3%(2019) ➡ 全道平均値以上(2025)
衛星携帯電話の配備	2基(2019) ➡ 2基(2025)
要配慮者利用施設の避難確保計画策定率	41.7%(2020) ➡ 100%(2025)

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

- 災害等の応急時に食料や飲料水等の供給をスムーズに行えるよう、関係団体と協定を締結しているが、発災時の円滑かつ的確な支援の実施に向けて、対応手順等の検討及び官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練等を実施し実効性を高め、連絡が不通になることを想定した対応の検討を進める。
- 道路損壊、信号機滅灯等により、人命救助のための人員輸送や緊急物資輸送等に支障をきたすことがないように北海道地域防災計画で規定する緊急輸送道路ネットワークの優先的な整備を要請するとともに、発災後の輸送経路啓開に向けて関係機関との連携による資器材の充実、情報共有など必要な体制整備を構築する。
- 災害時に被災地区へ円滑な物資供給を行うため、国からのプッシュ型支援や民間事業

者からの協定による提供など、事前に支援物資の経費負担や調達方法を確認するとともに、支援物資のリスト化を図り、種類や数量を情報共有できる体制を構築するなど、国、道、市、事業者が連携した物資調達・輸送の仕組みの整備に取り組む。

- 家庭、地域及び事業所における備蓄については、1週間分の食料と飲料水の備蓄を推奨しており、引き続きローリングストック方式を基本とした自助・共助による災害備蓄の重要性を多種多様な媒体を活用して啓発する。
- 町内会や自治会、自主防災組織において備蓄場所や備蓄方法を検討するなど、地域における備蓄体制の構築を促進する。
- 災害時に備蓄庫からの搬送が円滑に行えるよう、あらかじめ各防災拠点に保管するなど備蓄品の保管場所が一箇所に集中することのないよう分散保管を図る。
- ボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政、社協、ボランティア支援団体等との連携を図り、ボランティアの受入体制の整備を促進する。

《指 標》

民間事業者との防災協定締結件数	30件(2019) ➡ 臨機に検討(2025)
防災備蓄計画の策定	策定済み(2019) ➡ 見直し(2025)
防災備蓄庫の数	2箇所(2019) ➡ 4箇所(2025)
防災備蓄品の品数	12品目(2019) ➡ 見直し(2025)
備蓄品の分散保管箇所	12箇所(2019) ➡ 20箇所(2025)
食料・飲料水の備蓄数	6,000人×3回分(2019) ➡ 見直し(2025)
食料関係の協定件数(市)	5件(2019) ➡ 7件(2025)
物資輸送関係の協定件数(市)	15件(2019) ➡ 17件(2025)
関係機関との訓練実施回数	0回(2019) ➡ 1回/5年(2025)

2-2 消防の被災等による救助・救急活動の停滞

- 津波災害に対応した消防活動拠点移転の訓練を実施し、消防活動の空白を極力少なくするとともに、立地に関する課題と方向性を検討し、津波浸水想定区域外への庁舎移転について、長期的な視点に立ち計画的に推進する。
- 各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊のほか鉄道や通信、ガス事業者といった指定公共機関など官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保するとともに、現地合同調整所の設置など救助救出現場における情報共有体制の整備を検討する。
- 航空機による迅速な救助・救急活動を行うため、災害時を想定した図上訓練や実働訓

練のほか、北海道防災航空室などの関係機関との連携を強化する。

- すべての救助隊員を、人命救助に関する専門的かつ高度な教育を受けた隊員とし、救助資機材の整備や更新を推進する。
- 緊急消防援助隊や広域緊急援助隊など、専門部隊の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実を図るとともに、消防隊員の確保や装備及び訓練施設の整備も含め、効果的な訓練環境の整備に向けた取組を推進する。
- 地域防災の要として、災害時の消火・水防活動、住民の避難誘導等、災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化や地域住民の消防団への入団促進を図る。
- 一部事務組合である消防の指揮命令系統と構成市町それぞれの災害対策本部との命令系統を一本化するため、平時から訓練を通して消防と市において円滑に連携が図れるよう調整する。

《指 標》

浸水想定区域外にある消防署所（団）	8箇所（2019） ➡ 9箇所（2025）
防火水槽の耐震性防火水槽の割合	14%（2019） ➡ 開発行為時適正指導（2025）
消防団詰所の耐震化	7/10（2019） ➡ 8/10（2025）
他機関との合同訓練の実施件数	1回（2019） ➡ 年1回以上（2025）
北海道防災ヘリとの連携訓練実施件数	0回（2019） ➡ 5年に1回（2025）
消防職員数の充足率	71.3%（2019） ➡ 73.9%（2025）
消防団員の充足率	94.7%（2019） ➡ 100%（2025）

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、及び衛生害虫の駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における汚水対策など、災害時の防疫対策を推進する。
- 炊き出し等による適温食の提供や食物アレルギーへの対応など避難者の健康面に配慮した食事の提供、段ボールベッドの整備、トイレ環境の向上など避難所における良好な生活環境の整備を促進する。また、車中など避難所以外への避難者への対応方法を検討する。
- 救命効果のさらなる向上を目指し、救急救命士の育成など救急業務の高度化を推進するとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）の災害対応力の向上を図るため、具体的な災害を想定した実働訓練を実施するなど災害時の連携強化を図る。

- 道と社会福祉法人北海道社会福祉協議会が締結している「北海道災害派遣ケアチームの派遣に関する協定」に基づき、災害時に福祉避難所等に必要の人材が派遣されるよう、福祉的対応に係る人的受援体制を確保する。
- 災害時を含め、ドクターヘリの活用による救急医療体制の一層の充実を図るため、冬季間のランデブーポイントの増設を推進する。

《指 標》

救急救命士の人数	18人(2019) ➡ 21人(2025)
DMA Tとの連携実働訓練の実施回数	0回(2019) ➡ 1回(2025)
マンホールトイレの整備数	0基(2019) ➡ 5基(2025)
災害時の非常用トイレの備蓄数	3,500回分(2019) ➡ 見直し(2025)
福祉避難所の指定数	29施設(2019) ➡ 見直し(2025)
冬季間のランデブーポイントの数	4箇所(2019) ➡ 5箇所(2025)

(3) 行政機能の確保

3-1 行政機能の大幅な低下

- 災害対策本部の機能強化に向け、定期的な実働訓練などを通じ、職員の参集範囲や各班の業務内容、情報の収集・集約体制・連携方法などを検証し、必要に応じ見直しを行い、「地域防災計画」に基づく「災害時対応マニュアル」の策定など、職員の災害対応能力の向上を図る。
- 本部機能の運用に必要な資機材の整備、食料など非常用備蓄を計画的に推進する。
- 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルによる津波被害想定に基づいて、防災拠点施設としての市役所本庁舎の立地に関する課題と方向性を検討し、津波浸水想定区域外への庁舎移転について、長期的な視点に立ち計画的に推進する。
- 業務全体を対象にした市の業務継続計画を策定し、災害時における市業務の継続体制を確保する。
- 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な庁舎、消防署等、行政施設の非常用電源設備の整備を促進するとともに、概ね72時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄を促進する。
- 他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制を構築する。

《指 標》

災害対策本部実動訓練の回数	0回(2019) ➡ 年1回以上(2025)
災害時対応マニュアルの策定	未策定(2019) ➡ 策定(2025)
業務継続計画の策定	未策定(2019) ➡ 策定(2025)
災害対策本部の非常用電源の整備	整備済み(2020) ➡ (2025)
他自治体との相互応援協定	締結済み(2019) ➡ 見直し(2025)
受援計画の策定	未策定(2019) ➡ 策定(2025)

(4) ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

- 公共施設(避難所等)の電力の安定供給を確保するため、非常時にも対応可能な設備の導入に努めるとともに、電源の多様化、分散化を推進する。
- 「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、平時から給油所との情報共有や連携を図る。
- 停電時においても円滑に燃料供給が可能となるよう、自家発電設備を整備した北海道地域サポートSSの周知を行うとともに、事業者も含めた訓練を実施する。

《指 標》

公共施設(避難所等)の太陽光発電システム導入件数	3件(2019) ➡ 増加(2025)
住民拠点SSの数	13箇所(2019) ➡ 16箇所(2025)

4-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

- 水道施設については、引き続き老朽化した施設の更新を計画的に実施する。
- 下水道施設については、引き続き未整備区域の耐震化による整備を進めるとともに、施設の長寿命化や更新を実施する。
- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進するとともに関係団体と締結した協定に基づき、復旧支援等を実施する。
- 災害時の電力遮断に備え、自家発電設備の設置等による電力の確保に努める。

- 上下水道事業業務継続計画に基づく体制整備を推進するとともに、計画の実効性を高めるため定期的な訓練を実施し、訓練の反省をもとに適宜計画を見直し、災害時においても上下水道が継続して機能維持または早期回復させる体制を構築する。

《指 標》

上下水道業務継続計画の策定	策定済み (2019) ➡ 随時更新 (2025)
計画に基づく訓練実施回数	2回 (2019) ➡ 2回/年 (2025)
上水道管路の耐震化率	19.8% (2019) ➡ 24.0% (2025)
下水管渠の耐震化率	39.1% (2019) ➡ 40.5% (2025)
水道事業老朽管更新・耐震化計画の策定	策定済み (2019) ➡ 随時更新 (2025)

4-3 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

- 高規格幹線道路の早期開通と未着手区間の早期着手、並びに2車線区間の機能向上を図るための4車線化を要望する。
- 災害時における広域交通の分断を回避するため、地域間を連結する道路のネットワーク化を計画的に推進する。
- 道路性状調査の結果を踏まえ、緊急性など優先度を勘案し、また現地状況等の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な整備を推進する。
- 橋梁の修繕については、避難路上にある橋梁への対策を優先するなど計画的な整備を推進する。
- 電柱や街灯など道路施設の老朽化対策についても計画的な施設の点検・診断を行い、施設の適切な維持管理・更新等を実施するとともに、将来的に緊急輸送道路に接続する市道の無電柱化についても検討を進め、復興を支える道路の整備や管理の充実を図る。
- 鉄道事業者に対し、災害時における鉄道利用者の安全性の確保や支援物資等の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道施設の耐震化をはじめ耐災害性の強化に向けた取組を要望する。
- 大規模災害でのガソリン不足や交通渋滞の発生等における、移動手段として自転車の活用メリットの周知や被災状況の早期把握手法の一つとして自転車利用を検討する。

《指 標》

市道の舗装率	75.0% (2019) ➡ 維持 (2025)
防災上重要な道路の無電柱化計画	なし (2019) ➡ 検討 (2025)

(5) 経済活動の機能維持

5-1 物流機能等の大幅な低下

- 函館空港へのアクセス向上など函館圏域への円滑な交通手段を確保し物流の効率化を図るため、函館新外環状道路の緊急輸送ルートとしての有効活用を検討する。
- 災害時における被災地への物資や人員の輸送に加え、経済活動の継続に必要な物流拠点としての役割を担う漁港の機能強化に向け、耐震強化岸壁の整備や液状化対策、老朽化対策を促進する。
- 災害時の物流の効率化と防災代替路としての機能を持つ函館・江差自動車道の全線開通の早期完成を促進する。

《指 標》

函館・江差自動車道の進捗状況	函館 IC～茂辺地 IC (2019) ➡ 木古内 IC 開通 (2025)
----------------	----------------------------------------

(6) 二次災害の抑制

6-1 石油コンビナート施設の損壊、火災、爆発等の発生

- 石油コンビナート等の損壊、火災、爆発等を防ぐため、「北海道石油コンビナート等防災計画」に基づく特別防災区域の防災対策の推進を図る。
- 「北海道石油コンビナート等防災計画」に基づき、旧基準で設置された特定及び準特定屋外タンク本体の耐震措置及び地盤の液状化改良等の対策を進める。
- 石油コンビナート地区の災害の発生及び拡大防止等を図るため、「北海道石油コンビナート等防災計画」に基づき、実践的な防災訓練等を官民連携により実施し事故防止対策を推進する。
- 危険物の適正な保管・管理を確保するため、危険物施設等への立入検査等による指導を継続的に実施し安全を確保する。
- 震災時に地震・津波などにより、石油コンビナート施設でタンク火災などの二次災害が発生する可能性があるため公設消防の機能強化と消防団の活動能力の維持強化を図る。

《指 標》

特別防災区域北斗地区の災害対応計画の作成状況	策定済み (2019) ➡ 見直し (2025)
特定屋外タンクの新基準適合率	100% (2019) ➡ 維持 (2025)
石油コンビナート地区の防災訓練回数	1回 (2019) ➡ 年1回 (2025)

危険物施設の立入検査実施率	59.7% (2019) ➡ 100% (2025)
消防団員の充足率	94.7% (2019) ➡ 100% (2025)

6-2 農地・森林等の被害による国土の荒廃

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。
- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。

《指 標》

遊休農地面積の割合	0.85% (2019) ➡ 減少(2025)
-----------	-------------------------

(7) 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画を策定するとともに、仮置場等の候補地についても具体的な候補地の選定を行う。
- 災害時の円滑な住宅供給を確保するため仮設住宅建設用地の選定と土地所有者との協議を進める。
- 住家の被害認定調査などの業務に関し、研修等を通じ職員の能力向上と調査の効率化、迅速化を図り、罹災証明書を早期に交付する体制を整える。

《指 標》

災害廃棄物処理計画の策定	策定中 (2019) ➡ 策定 (2025)
仮設住宅建設用地の数	21 箇所 (2019) ➡ 21 箇所 (2025)

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

- 災害発生時の人命救助のための障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業団体の効果的な活用を図るなど、災害時における市と建設業団体との連携体制を維持する。

- 災害時に、迅速な応急対策や復旧・復興の支援を行う消防団の体制強化と人員確保を図る。
- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、他市町村からの土木技術職員の受援体制を検討する。
- 災害時においても復旧・復興が迅速かつ円滑になされるよう、町内会、自治会を単位とする自主防災組織などの地域コミュニティにおける組織的な活動の維持・活性化を図る。
- 市職員の地域活動への参加を促進するとともに、担当地区ブロック制の充実強化を図り、町会連合会や他のコミュニティ団体と協調し地域活動の必要性や理解を深めるための目的別講演会やセミナーを開催する。また、講演会の内容や町内会の取組をソーシャルメディア等を活用して情報発信し、若年層の参加加入の促進に向けたアプローチを図る。
- 防災意識の啓発や避難訓練の企画、実施など自主防災組織における防災リーダーとなる防災士の継続した養成・育成を推進する。

《指 標》

建設業団体との協定	策定済み (2019) ➡ 見直し (2025)
他自治体との相互応援協定	締結済み (2019) ➡ 見直し (2025)
受援計画の策定	未策定 (2019) ➡ 策定 (2025)
消防団員の充足率	94.7% (2019) ➡ 100% (2025)
町内会加入率	64.2% (2020) ➡ 66.0% (2025)
自主防災組織の組織率	41.3% (2019) ➡ 全道平均値以上 (2025)
地域における防災士取得率	36.3% (2019) ➡ 50.0% (2025)

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年（2020年から2024年まで）とする。

また、本計画は、北斗市総合計画で示す基本目標3「安全・安心な便利で暮らしやすいまちづくり」を実現するための計画であり、他の分野別計画における地域強靱化に関する指針として位置づけるものです。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進にあたっては、所管部局を中心に、国や道との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進にあたっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、北斗市強靱化のスパイラルアップを図っていく。